

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、経済連携協定(EPA)又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士資格の取得を目指す者(以下「外国人介護福祉士候補者」という。)が介護福祉士国家試験に合格できるよう、外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設(以下「受入施設」という。)が実施する日本語及び介護分野の専門知識に係る学習を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業の内容、補助対象者、対象経費、補助基準額及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容 受入施設における次に掲げる経費を補助する。

ア 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習(民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等)及び学習環境の整備に要する経費

イ 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

ウ 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

(2) 補助対象者 次に掲げる要件を満たす受入施設

ア 香川県の県税(個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に滞納がないこと

(3) 対象経費

① (1) アに関する次の経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)

ただし、他の補助金等により一部又は全部が負担されることとなる経費については、対象外とする。

② (1) イに関する次の経費 旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、補助金(入学金、受講料に限る。)

③ (1) ウに関する次の経費 諸手当(受入施設の研修担当者にかかるものに限る。)

(4) 補助基準（上限）額

①（1）アに関する経費

外国人介護福祉士候補者一人当たり 150,000 円以内

ただし、年度途中に入国する外国人介護福祉士候補者及び途中で帰国した者については、就労月数に応じて補助基準額を月割り計算する。

②（1）イに関する経費

外国人介護福祉士候補者一人当たり 75,000 円以内

③（1）ウに関する経費

1 受入施設当たり 60,000 円以内

(5) 補助率 10/10

(6) 留意事項

ア 外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等を策定すること。

イ 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシー保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

ウ（1）イの喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、外国人介護福祉士候補者1人当たり、日本での滞在期間中1回までとする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が年度内に終了しない場合は、(4)の②に掲げる当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、経費について月割りにし、今年度と来年度で按分して計上する。

エ 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付すべき額の算定方法)

第4条 この補助金事業において交付すべき額は、補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出して得た額（千円未満切捨て）の合計額とする。

(交付申請)

第5条 受入施設が補助金の交付を受けようとするときは、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付申請書（別紙様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 受入施設は前項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税

及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付の決定の通知）

第6条 知事は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、その内容を外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金交付決定通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）補助金事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く）については、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助金事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助金事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4）補助金事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）補助金事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- （6）補助金事業を行うものが、上記（1）から（5）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした者は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更等による決定の取消等）

第9条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はそ

の決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、第6条の規定を準用する。

（変更申請手続）

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が申請の内容を変更しようとするときは、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金変更交付申請書（別紙様式第3号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（状況の報告等）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者に対し報告を求め、若しくは必要な指示をし、又はその職員をして調査させることができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金実績報告書（別紙様式第4号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、その内容を外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金確定通知書（別紙様式第5号）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の支出）

第14条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報

告書（別紙様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- （3）知事の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4）補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- （5）この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行し、平成25年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月22日から施行し、平成29年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行し、平成30年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 日から施行し、令和 4 年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 22 日から施行し、令和 5 年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行し、令和 7 年度補助事業から適用する。